平成 26 年 3 月 26 日 告示第 6 号

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者や言語障害者(以下「聴覚障害者等」という。)を対象として携帯電話やインターネット端末機から電子メールを利用して、消防車や救急車の要請をするメール 119 番通報の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、印西市、白井市(以下「構成市」という。)に在住又 は勤務、若しくは通学をしている聴覚障害者等でメール 119 番通報の利用を 希望する者をいう。

(申込書及び利用申込み)

- 第3条 メール 119 番通報申込書 (<u>別記様式</u>) は、消防本部、消防署及び構成 市の関係機関等に配置し、利用希望者に配布するものとする。
- 2 利用希望者は、メール 119 番通報申込書に必要な事項を記載して消防長に 提出しなければならない。

(登録)

第4条 消防長は、利用希望者からメール 119 番通報申込書により、利用申 込みがあったときは、これを審査し登録が必要と認めた場合は、速やかに写 しを千葉市ほか 10 市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会へ送付し、手 続きを依頼するものとする。

(利用の取消し)

- 第 5 条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた時は、利用の取消しができるものとする。
- (1) 登録情報に虚偽を発見したとき。
- (2) 明らかに迷惑メールと判断したとき。
- (3) その他、利用の取消しが妥当であると判断したとき。

(個人情報管理)

第6条 メール 119 番通報申込書により得た個人情報の利用については、メール 119 番通報に関する業務以外の目的では使用しないものとし、運用にあっては、<u>印西地区消防組合個人情報保護条例(平成 17 年 2 月 17 日条例第 3</u>号)の定めによるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。 附 則 (施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この告示の施行前にメール 119番通報の登録をした者は、この要綱により 登録を受けたものとみなす。

別記様式(第3条第1項)

メール 119 番通報 (登録・変更・中止)申込書

様

年 月 日

(あて先)

印西地区消防組合消防長

申請者

住所

氏名

私は、メール 119 番通報について、利用案内の利用の条件及び利用の注意 事項を承諾し、申し込みします。

なお、緊急時にちば消防共同指令センターが必要と判断した場合は、記載 事項について第三者に情報提供をすることについて同意します。

登録番号(ちば消防共同指令センターで			
指定)			

1 申し込む人(必須)

ふりがな		大	生年月日		
氏名	性 別 男 • 女	昭	年	月	B
		平			歳

住所	〒
通勤、通学先名称·住 所	名 称: 住 所:
登録メールアドレス携帯電話	使用機種 NTTドコモ・au・ソフトバンク・イーモバイル・その他() @
パソコン	@
自宅の連絡方法	TE 話

2 今までにかかった重い病気(※)

心筋梗塞 狭心症 慢性腎炎 慢性腎不全 糖尿病 脳梗塞 脳出血 肝炎 肺気腫

肺炎 肺結核 肺がん 肝臓ガン 食道がん 大腸がん 胃がん すい臓がん

その他()

3 いつも行く病院(※)

病院名	電話番号	住所

4 連絡が必要な家族(※)

氏名	続柄	FAX 番号	電話番号	住所

(※) 任意の入力項目とする。